

成年後見制度利用促進専門家会議  
第1回地域連携ネットワーク  
ワーキング・グループ議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議  
第1回地域連携ネットワークワーキング・グループ  
議事次第

日 時：令和3年4月14日（月）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

①有識者等による報告「中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援」

②意見交換

3. 閉会

○上山主査 それでは、若干定刻を過ぎましたが、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第1回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このワーキング・グループの主査を担当します上山です。

今回はごく短期間のうちに7回の集中審議を行う形となり、御苦労をおかけいたしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

このワーキング・グループも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まずは開会に当たりまして橋本社会・援護局長から御挨拶をお願いいたします。

○社会・援護局長 厚労省の社会・援護局長をしております橋本でございます。

成年後見制度利用促進専門家会議の第1回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参加いただき、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、3月29日の専門家会議で議論を開始いただきました成年後見制度利用促進に関する次期計画案につきましては、その際の山本副大臣からの挨拶で申し上げましたとおり、本年12月を目途に取りまとめでいただくということをお願いいたしております。

この基本計画は、福祉行政、地域福祉、司法など様々な分野・主体に関係する大変幅広いものでございますので、次期計画における検討課題などを踏まえまして、3つのワーキング・グループを設置していただくことになりました。すなわち、1つ目が地域連携ネットワークワーキング・グループ、2つ目が福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ、3つ目が成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ。この3つでございます。

このうち1つ目に当たります本ワーキング・グループは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実に関しまして、有識者・実践者と意見交換を行うことを通じて、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を一層充実したものにしていくということを狙いといたしております。

委員の皆様方におかれましては、より中身の濃い次期計画案の策定に向けまして、積極的な意見交換をお願いできればと考えております。御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

橋本局長は公務のため退出いたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。

こちらが本日の出席者ということになっております。ワーキング委員は御覧のと通りの出席者。代理出席。そしてオブザーバー出席。なお、本日時点のものでございますけれども、倉敷市のオブザーバーのほうが先ほど欠席と連絡がございましたので、こちらのほうは訂正してホームページにアップさせていただきたいと考えております。次の関係省庁も御覧のとおりとなっております。

出席者については以上でございます。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認したいと思います。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。発言者はこちらから指名しますので、指名に基づき発言をお願いします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ意思を伝えていただくことも可能です。ただし、原則としてはZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。なお、チャット機能で記入いただいた内容は、ウェブ画面、配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

○上山主査 ありがとうございます。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。本日は、「中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援」に関して、2件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。

本日の議題に入る前に、事務局から本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の資料などの説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

少々お待ちください。画面を共有いたします。こちらは参考資料3で、現行の基本計画及び中間検証報告書の抜粋で、本日の議題に関連するものを掲げているものでございます。その要点を簡単にレビューしていければと考えております。

まず、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」といったことが掲げられております。

こういったことを受けまして、「各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める」とされております。

その上で、「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関（中核機関）の設置に向けて取り

組む」と書かれております。

「こうした取組は、市町村等が設置している『成年後見支援センター』や『権利擁護センター』などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく」。このようにされているところでございます。

そして、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」というところになります。「従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある」と掲げられております。

さらに、「地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になる」。先ほどの中核機関というお話になります。

「中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される」とされております。

そして、具体的機能ということになります。「広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されること」と書かれております。

そして、「中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整される」。こういったことが記載されております。

そして、「家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する」とされておりました。家裁との連携に関しまして、「中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要」とされております。

そして、後見人支援に関するものです。「法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作る」とされておりました。その上で、「専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作る」とされてございます。

そして、「市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会等）を市町村が適切に選定する」とされております。

これが現在の基本計画に関する資料の要点ということでございます。

併せまして、3月に行われた7回の専門家会議の資料なども簡単にレビューできればと考えております。「地域連携ネットワークとその中核となる機関」ということでございまして、中核機関を真ん中に置きつつも、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と民間団体・NPO、もろもろございます。あとは家庭裁判所とこうやって連携をつくっていくというのが

イメージとして掲げられております。そして、それを都道府県がバックアップするといった形でございます。

「中核機関について」ということでございますが、先ほど申し上げました4つの機能を掲げておまして、これを順次進めていくということでございます。地域に応じて柔軟に整備していただくということで、具体的な要件は設けておりません。いわゆる箱物新設ではございません。

全国どこにでも権利擁護支援が届くような体制を整えるということございまして、まずは一刻も早くつくるということで、「小さく生んで大きく育てる」ということで、広報、相談から進めていく。こういった流れで進んでいるところであります。

これは体制整備ということで、これは3月の会議で説明した資料ですので、省略いたします。

こちらは同様に3月の専門家会議でお示した諸課題ということで、自治体のヒアリングを通じて聞き取ったものです。こういったことが書いているということです。

厚生労働省でも今年度、中核機関の体制整備支援ということで、市町村向けセミナー、自治体向け研修、あとは全国社会福祉協議会、今日のプレゼンテーションにも出てまいりますけれども、全国の相談窓口「K-ねっと」をやっているところであります。こういった対応や、あとは成年後見制度利用促進ポータルサイト。これは2月に立ち上がったものですが、こういったことを進めている。あとは体制整備がなかなか難しい小規模自治体に対して体制整備支援ということで進めております。

中核機関は地域の実情に応じて整備ということでございまして、参考として幾つかバリエーションがあるよということで、参考資料として掲げているということでございます。

私のほうからの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の報告に移ります。

まずは尾張東部権利擁護支援センター長、住田敦子委員からお願いいたします。

○住田委員 それでは、尾張東部権利擁護支援センター、住田から「『地域連携ネットワーク』の形成－尾張東部権利擁護支援センターの取組から－」というテーマで、ここに記載してあります3つの項目に沿って報告させていただきます。よろしく願いします。

初めにセンターの紹介を簡単にさせていただきます。当センターは、平成23年10月、愛知県の東側に位置する尾張東部圏域行政6市町が権利擁護の課題に対応するため共同で設置した法人で、管内人口は47万人です。瀬戸市は藤井聡太さんの出身地であり、歴史ある焼き物の町です。長久手市と日進市は、高齢化率が全国平均約10%程低い、活気ある町も含まれています。

センター設置当初は相談員2名、事務員1名の3人でスタートしましたが、今年10年目を迎え現在、職員は4倍の13人、委託料も2倍以上になっています。

平成30年には広域の成年後見制度利用促進計画を策定し、平成31年4月から中核機関の

指定を受けています。

組織運営体制について説明します。左側の運営協議会は行政が設置する課長級会議で、委託事業や予算を審議するため、センターも入って年3回行っています。中央の適正運営委員会はセンターが設置する会議です。委員は6市町の課長、学識経験者、弁護士、司法書士、センター職員以外の社会福祉士などの専門職で構成されています。この適正運営委員会が地域連携ネットワークにおいて重要な役割を果たし、大きな成果を生み出してきました。

具体例として、右側にある専門職協力者名簿登録制度という候補者調整の仕組みをつくり、平成26年から運用しています。適正運営委員会で検討した仕組みを運営協議会で承認し、事業化、予算化しています。どちらの会議にも課長が入っているため、事業化もスムーズです。

次に、適正運営委員会から生み出されたネットワークの形成の変遷を赤字で示しています。設置当初の目的であった後見の受け皿としてのセンター機能を平成25年にコーディネート機能に転換してきました。これは基本計画にある中核機関及び地域連携ネットワークの4つの機能に該当するものの整備です。これを契機として、専門職とのネットワークを構築するため、平成26年、専門職協力者名簿登録制度をスタートしました。そして、平成27年には市民後見推進事業を開始することで地域連携ネットワークの裾野が広がりました。さらに、平成30年に設置した広域での成年後見制度利用促進計画策定のプロセスでは、アンケートを含む多くの調査活動にも取り組んできました。これらの取組について、次のスライドからもう少し詳しく見ていきます。

まず初めに、行政がセンターを設置した大きな目的は、法人後見による受け皿を整えるということにありました。そのため、センターは法人後見を受託し受任件数が増えていく中で、半年が経過した頃から次の課題が見えてきました。行政は、増え続ける法人後見に対応するため、財政的に担保し続けられるのか。センターは、法人理念であるお一人ずつが豊かに生きることを支援を追求することができるのか。また、法人後見のデメリットと言われる顔の見えない後見業務に陥らないかという危惧も大きくなりました。

法人後見は担い手としての手段であって、本来の目的は何かと問い直したときに、行政の役割は、成年後見制度が必要な人に、適切に制度につなげるためのコーディネートの仕組みを構築することではないかと委託事業の見直しをセンター側から提案し、平成24年度に通常3回の運営協議会を8回開催して協議を重ねました。

結果としてコーディネート事業への方針転換を図ることを選択し、法人後見については過去の相談ケースから課題を抽出し、法人受任ガイドラインを作成し運用することになりました。

このスライドでは方針転換後、平成25年から市民後見の取組を開始し、平成27年までの3年間で4つの機能というものを整備してきました。広報・啓発から相談、申立支援、候補者調整や選任後の支援によるコーディネート機能は、様々な連携のための仕組みとも言

えます。特に専門職、家庭裁判所との連携は、これまでの介護、医療、福祉の枠組みを超えた権利擁護を推進するために不可欠な要素でした。

次に、入り口の相談機能での連携について取り上げます。センターを設置しても、困っている人は直接センターには来られませんし、また、センター職員が自ら広域の地域に向いて個別に掘り起こしをすることはできません。そのため、地域の1次相談窓口である行政や相談機関からつないでもらうことが重要です。そこで研修会を年間30～50回開催してきました。研修そのものが連携を推進し、顔の見える関係づくりにつながりその結果としてセンターへの相談の約8割は関係機関からのものとなりました。

この1次相談機関の機能評価や点検についての御質問がありましたが、これについては、成年後見制度利用促進計画の策定時に、圏域内の地域包括支援センターや障害者相談支援センター、全25か所へニーズ調査を行いました。この調査は、相談機関が1次相談から権利擁護支援ニーズを把握しているか、どのタイミングでセンターにつなごうと思っているかといった内容を調査項目に設定しています。この調査につきましては、大学の研究チームも入り、全国29市町村で同様の調査をしたところ、尾張東部圏域での相談機関に高い数値が認められました。

次に、相談から申立支援につながっていきますが、首長申立の推移では、センター設置後、飛躍的に伸びています。成年後見制度が始まった平成12年から10年間で僅か3件だった首長申立てが、センター設置から8年半で184件になりました。地域の権利擁護ニーズを掘り起こす関係機関からセンターや行政に相談につながり、必要な場合は首長申立がスムーズに行われるようになりました。ここで広域のメリットとして、適正運営委員会では毎回実績を市町別に横並びで数字が示されます。出席した課長は、他市町と比べて少ない場合、課長自ら関係機関に研修などを呼びかけ、課長も出席しながら相談件数の掘り起こしをしていくという取組も見られました。

次に、入り口の相談支援はとても重要なため、センター相談員のスキル向上の取組です。平成25年3月までは適正運営委員会は、相談の全件を確認し、相談員は専門職から助言や指導を受けていました。平成25年4月からは適正運営委員会を再編したため、相談員会議を新たに設置し、全ての相談ケースの対応の報告、相談や助言、候補者調整の検討を行い、ピアカウンセリングなどをしながら相談員のスキルの向上に努めています。

ここからの項目は、地域連携ネットワークの具体的な取組について報告します。左側はこれまで実施してきたことですが、右側は今後に向けて働きかけを行う予定で、赤字で書いたところは新たなネットワークを目指しています。

住民とのネットワークづくりのためのメニューの一つに講演会や研修会を多く用意しています。数百人規模の講演会から、出前講座では気軽に質問できる10人程度、または30人ぐらいの勉強会など、内容もオーダーメイドです。研修では必ず市民後見人の紹介をするため、興味を持った方は市民後見人養成研修につながっています。

2つ目の市民後見人の活動は、地域住民を巻き込み、後見活動を通して住民同士や支援



者を含む地域の支援の輪を広げています。

3つ目に巡回相談を行っています。市役所など身近な地域でアウトリーチ型の相談によって、広域であってもそれぞれの地域住民との顔の見える関係を進めています。

行政とは連携のための仕組みや工夫が必要だと考えます。行政との協働の場であるマル1に書いてあります運営協議会と適正運営委員会の会議体から多くのものを生み出してきました。

2つ目には、計画策定や進行管理において幾つかのプロジェクトチームを編成しています。行政はいずれかのチームの担当になり、調査などを一緒に行い、協議会で報告します。協議会は適正運営委員会と計画の進行管理推進委員会を協議会と位置づけています。

3つ目に、「行政・福祉関係者のための研修会」では福祉課から役所全庁に声をかけてもらいますので、収納課、税務課、住宅や水道、市民課、土木課など様々な課から参加することで、権利擁護の問題に気づき、全庁が横でつながることを目的としています。こちらの研修は毎年持ち回りで開催しています。

4つ目には、それぞれの市町の地域福祉計画等の行政計画の策定委員にセンターの職員が委員として参加していますので、権利擁護の内容をそれぞれの計画に盛り込んでいただいています。

次に、医療関係者との連携では、「電子連絡帳」を媒介に広がりました。「電子連絡帳」とは、名古屋大学病院が開発した情報共有ツールで、愛知県で8割以上の市町村が活用している広域連携の在宅医療連携システムです。在宅医療介護連携支援を推進するため、医師会と行政が協働で取り組んでいます。「きっかけ」に書いてあるとおり、個人の後見人が登録することを認めてもらえず、地域包括支援センターからセンターに相談があったため、医師会へセンターから相談に行きました。話し合いの結果、加入には「事業者登録」という条件がありますので、個人の後見人等の先生方については、センターの名簿登録であることを要件として「電子連絡帳」を活用することを認めてもらいました。「電子連絡帳」自体は個別の支援ですが、この経緯から医師会との連携が推進され、合同研修会を毎年開催できるようになったことは大きな成果です。そして、個別支援の中でも、在宅医の先生から後見人に対して、「そろそろ居所の変更を検討してはどうでしょうか」というような相談が入るようになったと聞いています。

また、研修のグループワークでは、医師や法律家、福祉関係者、市民後見人などを交えてグループを行うなど、貴重な機会を得ています。

次に、6市町の社協との連携を取り上げます。日常生活自立支援事業からのスムーズな移行について、6市町の社協と連携が進んでいるところとそうでないところがありましたので、計画策定時に試行事業として日常生活自立支援事業担当者ミーティングを開催して事例検討を行いました。この事業を通して参加した担当者からミーティングを継続したいという意見があり、促進計画の施策の項目に反映し、現在も継続しています。その中でプロジェクトチームを立ち上げ、連携ツールとしての「そろそろシート」というものをつく

りました。当初は日自から成年後見制度への連携ツールと想定していたものですが、実際には他機関からセンターに入った相談を「そろそろシート」を使って日自につながりといった、双方向でシートを使っています。また、ミーティングではこのシートをバージョンアップして、今年度からは、新たな参加者として生活困窮者自立支援事業担当者の参加を予定し、ミーティングを拡大していきます。

専門職とのネットワークですが、平成25年から検討した名簿登録の仕組みは、センターの方針転換に伴い、法人後見以外の候補者調整のための連携ツールとして制度化、予算化しています。初めに着手したのは、6市町の成年後見制度利用支援事業を整備することでした。6市町の要綱を整備することで、どの地域で受任していただいても報酬が担保されるということを前提条件としました。候補者調整だけでなく、専門相談も予算化しています。登録者には合同研修会の参加や意思決定支援のアンケート調査への協力などを働きかけています。また、この名簿登録によって候補者調整の公平性やセンターの中立性も担保されていると考えています。

裁判所との連携においては、名簿登録制度を活用した候補者調整に加え、申立て前に本人と候補者との事前面談を実施しています。利用促進計画策定時に、登録者へのアンケート調査では、名簿登録のよい点として「事前にケースの概要や課題が分かる」との回答が7割ありました。そのため、任意で事前に面談することを施行したところ、候補者からも「事前に課題や本人たちの様子が分かり安心する」という意見がありました。そのため、事前面談を推進することになり、令和元年は候補者調整したうちの事前面談を行ったのが56%。令和2年度には事前面談を100%実施しており、専門職の協力が得られています。

この経過については計画策定委員会や進行管理委員会での協議において、オブザーバー参加の家庭裁判所の意見を確認しながら進めてきました。

さらに、家庭裁判所と選任のイメージを共有するため、架空の事例を用いた意見交換会を組織し、行いました。家庭裁判所ではこの取組をさらに広げて、家庭裁判所主催の連絡協議会では支部家裁、関係市町や中核機関と「候補者イメージの共有」というテーマで開催しています。この協議会では、テーマに応じて家庭裁判所が関係機関を招集しています。昨年度からはオンラインで支部と本庁を繋ぎハイブリッド型で開催しています。

また、親族後見人の支援については、名古屋家裁では親族後見人を選任した場合、親族後見人を集め、後見事務の説明を行っているため、そこで尾張東部圏域の親族後見人に対して、センターが作成した案内やリーフレットを配布してもらっています。これも計画策定のときにオブザーバーとして家裁の意見を踏まえて実施しています。

ここでは意思決定支援プロジェクトについて説明します。意思決定支援については、利用促進計画項目の3分の1に推進することを明記しています。そこで、名簿登録の先生方に意思決定支援に関するアンケート調査をしました。まず、回答率が25%と低いところからも課題が見えますが、自由記述には「意思決定支援と言われると法律職には荷が重い、応えたいという気持ちがある」と率直な回答がありました。課題と思われる意見では「本

人に関わる支援者が同量の熱量と周知が必要」「福祉関係者から適度なパターンリズムの要請がある」といったことから、プロジェクトチームでは地域の福祉関係者からアプローチする方針の検討をしています。

次に、ネットワーク拡大に向けた取組です。様々な機関への働きかけが必要で、特に金融機関は後見業務においても必ず関係するため、行政のネットワークを活用して周知を図っていますが、研修参加や出前講座の反応は鈍いというところが課題です。

さらに、連携が難しい機関として挙げているのが公証役場です。公証役場で中核機関の案内をしてもらえないかと司法書士さんを通じてお願いしましたが、「法務省に相談しないとできない」との回答でした。

任意後見についてもフォローしたいと思っておりますが、糸口がつかめていないのが現状です。

平成25年に専門職向けの研修会に岡山県の取組で竹内弁護士から学んだことを契機に、様々な専門職による有志のネットワークができました。内容は記載のとおりですが、緩やかなネットワークにより、勉強会や相談会を通してお互いに学びの機会となっています。県内の中核機関の職員も参加し、地域を超えたつながりがあります。

最後です。センターが設置されて10年になります。これまでお話ししてきたとおり、全ては個の支援につながるための仕組みであり、連携です。権利擁護の支援が必要な方が地域で本人なりの豊かな暮らしを送るためには何が必要で、そのために誰とつながり、どんな仕組みがあればよいのかということを常に考えてきました。これまでのネットワークの構築の成果として、3に掲げた権利擁護支援を推進する責任主体である広域行政の権利擁護の意識が高まったことで、法律専門職との連携ツールの開発や、市民後見推進事業のすばらしさを行政と共有しています。

また、利用促進計画策定や進行管理の場を活用して様々な調査やプロジェクトチームによる取組の成果も大きく、さらに意思決定支援の取組に発展しています。

地域連携ネットワークでは顔の見える関係性をつくり、権利擁護の目的を共有することで、時に強固に、いつもは緩やかに本人とつながっています。後見人を含む関係者がつながる仕組みは全て個の課題から支援が始まり、個の支援に返っていきます。そこに多くの人の思いを乗せて本人に届けられるようなネットワークの構築を目指していきたいと考えています。

以上です。ありがとうございました。

○上山主査 貴重な御報告どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。ただいまの御質問について御質問がある場合には、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。久保委員、よろしく願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。育成会の久保でございます。

説明、どうもありがとうございました。いろんな工夫をしていただいて、地域でみんな

を支えるという形を取っていただいているのはありがたいと思っております。その中で、少し私が読み取れていなかったのかもわかりませんが、知的障害者に対してどういう工夫をされているのかというところをお聞きしたいと思っております。社協さんのほうで全国的に成年後見制度をやりましょうという運びになっていると思いますので、全国の社協でできそうなこととか、今、住田さんのところで知的障害者向けにこんな工夫をしているということがもしあれば、教えていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○住田委員 ありがとうございます。

対象者別に特別にやっているということはありませんが、これまで知的障害の方の親の会から御相談があって、継続して毎月、親の会が主催する「親亡き後を考える会」、障害のある方の将来をどうしたらいいのかということを考える会に参加させていただいています。

また、以前に知的障害の方で、グループホームに暮らしておられる方々向けに成年後見制度の研修会を行ったときに感じたのは、御本人が成年後見制度を知ることがとても大事だと思いました。実際に研修参加された方の中には、「後見人が欲しいということ世話人さんに言ってもいいのかな」とか、「自分のお金をこんなふうに使いたいということ言ってもいいのかな」ということをおっしゃっていて、グループホームに住んでいても誰かに遠慮したり、管理されていることにある意味慣れている。自分の意見を言ってもいいのかということにすごく戸惑いやちゅうちょ感があるということを感じました。本来は御本人たちに向けた制度の説明や研修の機会があるといいなとそのとき思いましたが、その後は具体的なきっかけをつかめずにいます。すみません。

○久保委員 ありがとうございます。

最後のほうでおっしゃいましたように、本人が自分の思っていることを言っているのかしらと。知的障害者、軽度の方でも随分そういうことを思っている方がたくさんおられます。私たち当事者団体としましても、本人たちにちゃんと自分の思いを伝えるようにということは言っていますけれども、育ててくる段階からお母ちゃんが全部やってくれるみたいなどころがありますので、本人たちは自分の思いを言っているのかとか、自分の持っているお金をどう使ったらいいのかというところ、自分の思い、願いたいものをちゃんと伝えるというのが少ないと思います。

ですから、制度を知っていくということも必要ですが、成年後見をやっていく中で、いろいろ相談も受けていただくといいと思いますけれども、知的障害者に向けての相談の仕方みたいなものもまたいいアイデアがあったら教えていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○住田委員 それともうひとつ、今年度、知的の障害者の方に向けたリーフレットをつくる予定です。ずっと懸案事項で、去年つくれなくて、そのまま今年に引き継いでいます。イラストとか分かりやすい言葉を用いて絵本みたいにしてつくっていったらいいかなとい

うことを今、考えています。

○久保委員 ありがとうございます。でき上がったら、ぜひ見せてください。

○住田委員 承知いたしました。

○久保委員 よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

社協に関する御質問は、次の御報告がありますので、その際にお願いできたら幸いです。

では、西川委員、お願いいたします。

○西川委員 司法書士の西川です。説明ありがとうございました。

私からは連携が難しい機関としての公証役場について。調べてみると、尾張東部の地域は公証役場がないのかなど。私自身の地元もそうですが、隣の圏域に行かないとない。というときに、地域連携ネットワークの中で公証役場がその地域にないということ自体が既にハードルになっていると思うのですけれども、具体的にどんな形で名古屋市のどこに話を持ちかけたのかということ。それから、今、お聞きした話ですと、チラシを置くということ、そこから始まることなのかなと思うのですが、私の地元では、例えば司法書士会が公証人の先生に任意後見契約の条項についての勉強会もやりませんかという話をしたこともあります。実現はしていないのですが、公証人の先生からはぜひ前向きにというお返事はいただいていることもあります。

公証人の先生は、必ずしも地域共生社会の実現とか権利擁護支援の地域連携ネットワークという観点から日々のお仕事をされているわけではないので、その辺りの説明の工夫が必要なのかなと思います。その辺りは、今日法務省もお聞きになっていますので、これから進んでいくと思うのですけれども、具体的にチラシというのはどんな形で置いてくださいという依頼をしたのでしょうか。ただ置いてくださいと言ったわけではないと思うのですが、どんなアプローチをされたのかということ参考までに教えていただければと思います。

○住田委員 ありがとうございます。

地域で実際、任意後見の契約をしている方がいても、把握ができません。たまにケアマネさんからどうも任意後見契約をしているみたいだけれども、ずっと見守り契約が続いていて、認知症の進行もあるためちょっとよくないのではないかという情報が入りますが、そのようにしか情報が入らない。こちらからつないだ場合は分かっていますが、そうでない場合は情報がないため、そもそも地域で任意後見契約をしている方の情報を知ることが出来ません。この地域では近隣の名古屋市と豊田市に公証役場があるので、司法書士の方をお願いをして、そこの公証人の方に尾張東部圏域で今後、任意後見契約をする方に中核機関の案内を渡してもらえないかということをお願いしました。その司法書士の先生は、「うん。それはいいね。相談してあげる」と言って、公証人の先生に御相談していただきましたが、公証人は勝手なことではできない、全て法務省の許可が要るので、法務省に相談して

ほしいとの回答でした。そのためどのように法務省に相談したらいいのかというところから糸口がつかめないままになっているという状況です。

○西川委員 ありがとうございます。

任意後見契約の7割が親族間の契約ということで、私ども司法書士の間でもついこの間も聞いた話なのですが、成年後見人だから登記の依頼に来たという。どうも話がかみ合わないので、よく聞いてみたら、任意後見契約の受任者という立場で、まだ発効していない状態だったと。ただ、受任者の方はもう後見人だと思っているということで、専門職が関与していない契約というのは、当事者間でも必ずしもきちんとした理解ができていないことが多いということなのかなと思います。ただ、忙しい公証人の先生にそこを全部やってくださいと言うのは難しいと思うのです。やはり中核機関が、任意後見制度の広報、相談というところから入っていかなければならないのですが、これまでのところではまだネットワークの中で公証役場がうまく位置づけられていないのかなと思います。

法定後見で言えば、裁判所へ行ってDVDを見てということをしているので、公証役場でも、公証人の先生の手を煩わせなくても、DVDを見ていただくとかということはずぐにできることだと思いますし、まさに広報、チラシというところからということだと思いますので、そこはトライしてなかなかうまくいかなかったということですが、私も任意後見に関しては一番そこが足りていないところだと思いましたので、質問させていただきました。

ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間が押していますので、今、手を挙げていらっしゃる星野委員、中村委員まで御質問を受け付けまして、それ以外は後半の意見交換のところに関連する御発言をいただければと思います。

では、星野委員、よろしくお願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

私は、家庭裁判所との連携のことについて御質問させていただきたいと思います。まじめのところでも家裁との連携が容易になったということで、協議会への参加がされていたり、家裁が主催する協議会がハイブリッドでも行われているというので、非常にうらやましく、これは全国的にもそんなに多くないように思うのです。

以前、愛知県の豊田市さんのほうのヒアリングに行ったときも同じように感じたのですが、どういうきっかけで連携が進んだのかとか、あるいは専門職団体がそのところで活用されるということはあるのかとか、その辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○住田委員 家庭裁判所主催の協議会では、参加人数が多くなり、名古屋家裁が積極的に支部家裁も交えて全体共有をしています。また、中核機関が進んでいない市町に参加を促し意見交換をする場を作る等、尽力されています。

それ以外に、昨日の夜も、任意で社会福祉士会、司法書士会、弁護士会、愛知県社協や

家庭裁判所の裁判官や書記官、調査官などが集まり、愛知県内での利用促進の取組の推進について話し合う有志の会があります。そこでは研修の企画を考えたり、地域の実情を共有します。昨日は、成年後見制度利用支援事業の要綱について、県内でばらつきがあるため議題を挙げて検討しました。また、専門職や裁判所が顔の見える関係をつくり、お互いに課題を共有する中で先の協議会のテーマを検討し、必要な関係機関を裁判所がしっかりと招集することにも繋がっています。

○上山主査 ありがとうございます。

では、最後に中村委員、お願いいたします。

○中村委員 どうもありがとうございました。いつも聞いていて整備されているなど。

時間がないので、地域連携ネットワークの構築の部分の枠組みのことでお伺いしたいと思います。福祉分野のほうでも個人を取り巻くネットワークづくりということで、三層ネットワーク、当事者を取り巻くネットワークと、地域エリアのネットワークと、全県的な形というのでつくっていくというのが一般的なのですが、北海道でも道庁と札幌高裁と道社協でバックアップセンターをつかって、現時点では中核機関設置に向けた支援ということ。今回の促進法の中でも都道府県の役割としてこの部分を三者協働で進めているという中で、つくる支援の部分については、広域の役割としては情報提供や、実際に関わる。つくる中で、専門職がない地域については、そういう連動的なネットワークの中で協力を依頼したり、そして協力いただくということで進めることは可能だということで、今、進めています。

先ほど住田さんが言ったように、つくるところだけでなく、実際そこで一人一人の方がその人らしく生きていくということを考えてきたときに、全国的な一番大きなネットワークについて、どういうネットワークをつかってほしいと思われているのか。基本的にはつくるときの支援とまた違ってくるので、そういう面では、次のステップを考えたときの地域連携ネットワークという部分のイメージというか、期待についてお話しいただければありがたいと思います。

○住田委員 今、私たちの圏域は47万人規模ですけれども、広域の中のネットワークというのは随分進んできたと思います。ただ、愛知県全域で考えるときに、新しくできる中核機関というのは、何をやったらいいのか分からないし、よく専門職の先生に相談をとということですが、専門相談の内容と中核機関が抱える悩みがあって、それを気軽に横で相談できたり、情報交換できるような仕組みが必要ではないかと思っています。新設のセンターの中には、当センターに実習に来られる場合もあり顔の見える関係が出来るため、困った時には相談がしやすくなり、また、コロナ禍での市民後見の取組についての情報交換など中核機関同士が横で繋がる必要があるかと思っています。県や県社協が音頭を取ってくださるといいなと思っています。

そしてもう一つ、最後に書いたように、全国権利擁護支援ネットワークでは、全国の権利擁護支援団体が、全国的なネットワークを形成していますが、そこでの加入団体は同じ

ような悩みを抱えています。そのため会員同士のつながりや、法人の質を上げていくための研修会や講演会なども行っています。幅広の連携ネットワークというものをまず県内でしっかりとつくっていくことで、新たにできる中核機関も含め何かあったら相談できるような、安心できる体制を整えていくことが必要ではないかと思っています。

○中村委員 どうもありがとうございました。

○上山主査 住田委員、どうもありがとうございました。

それでは、次の報告に移ります。全国社会福祉協議会地域福祉部長、高橋良太氏からお願いいたします。

○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 全社協の高橋です。よろしくお願いいたします。

貴重な時間をいただきましたので、ここでは社協が取り組んでいる権利擁護支援の取組を御紹介したいと思います。

本日はこの5点についてお話をしてみたいと思っております。1点目、社協における権利擁護支援ということでお話をしてみたいと思います。社会福祉協議会につきましては、地域福祉を推進する団体として位置づけられております。社協は、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命として、ここに掲げてあります5つの原則の下、事業を展開しております。右側に書いてありますが、特に住民のニーズに立脚しながら、一人のニーズを地域全体の課題として捉えるということで、そうしたニーズに対して住民と一緒に、また、幅広い公私の福祉関係者、多分野の専門職とも連携・協働しながら課題解決に取り組んでいるというのが特徴でございます。

こうした使命・原則の下に、社協における日常生活自立支援事業、あるいは成年後見制度の利用促進などの権利擁護、社協における権利擁護ということについては、誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる地域づくり、その一環として行っているということで御理解をいただきたいと思っております。

ここに挙げましたのは、社協が取り組む権利擁護を事業・活動の視点から見たものでございます。単に日常生活自立支援事業を実施するだけでなく、また、成年後見を実施するだけでなく、様々な当事者組織を支援しながら一緒に活動していく、あるいは地域の居場所づくりや見守り、声かけ、住民主体の福祉活動をつくって、そこと協働しながらニーズの発見、あるいは見守り等も行っていくということになってまいります。住民と専門職が協働して一緒になって権利擁護していくということを目指しているというところでございます。

2つ目の柱として、日常生活自立支援事業と成年後見制度についての取組の現状について、御紹介したいと思います。

現在日常生活自立支援事業を行う基幹的社協は1,539か所ございます。この1,539という数字、約1,800か所が市区町村社協の数でございますので、全体の8割を超える社協で実施しているということになっております。それ以外のところについては広域設置ということになっております。



専門員と呼ばれる相談員の方々が相談の受付、申請者の状況の把握、あるいは事業の対象者であることの確認、支援計画をつくり、さらに契約締結業務をしていくという業務を行っております。

日常の支援については、生活支援員さんに担っていただいております。生活支援員は専門員の指示を受けながら具体的に援助を提供していくということになってまいりますが、主に地域住民の中から研修を受けていただいて選任をするということになっております。地域住民として近隣、知人のような形で利用者さんに接する、その意思決定支援等々にも携わっていく、寄り添うということがこの事業の特徴かと思っております。

援助の方法については、「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心としながら、利用者が自ら各種手続を行えるように援助していくというのを原則としております。

必要に応じて「代行」「代理」による援助を行うということになってまいりますが、このうちの代理権の範囲は、極めて限定的なものとするということとしております。利用者と実施主体、社協の間で交わす契約書の中にきちんと定め、慎重に対応するというのを原則にしているところでございます。

「日常生活自立支援事業で出会う利用者」とここでは表現をさせていただきました。判断能力が不十分な状態については、認知症の診断を受けていなくても、また障害者手帳を持っていなくても構わないということでございます。ただ、こうした日常生活自立支援事業を御利用される方を見ますと、社会的に孤立をしている状況の方が多いということでございます。親族がいないとか、家族がいないとか、あるいは関係が不調であるとか、あるいは友人・知人もおらず近隣から孤立をしている、そういう中でいろいろな課題を抱えていらっしゃる方が多いというふうに私どもでは思っております。

利用者との契約。日常生活自立支援事業については、時間がかかるとよく言われております。初回相談から契約までにかかった期間は、3か月以上6か月未満26%、6か月以上1年未満10%、1年以上6%。4割を超える方々が3か月以上ということになっております。

何でそれほど時間がかかるのかというところでございますが、本人の判断能力が不十分ということももちろんありますけれども、サービスの必要性についての認識がないという方。あるいは本人との信頼関係づくりに時間がかかる。また、サービス内容とか利用料金、それに対する合意が得られない。様々な理由がございます。そういう方々に対して専門員さんが丁寧に相談を初めから行うということでございますが、何を重視しているのか。上のグラフにございます。本人の希望の確認、あるいは意思決定支援をするということが最も多い重視をしていることになっております。

2つ目の項目、信頼関係を初めの段階からしっかりと構築していく。こういうことを心がけている方もいらっしゃるということです。

4項目めのところにありますが、ほかの機関との役割分担、調整ということでございます。日常生活自立支援事業だけでは判断能力が不十分な方、さらにいろいろな課題を背負

っている方を支援することができないということもありますので、ほかの機関との役割分担、調整が大事になってくるということです。

全国社会福祉協議会におきましては、平成15年度から福祉後見という考え方を全国の市区町村社協に御提示をしているところでございます。福祉後見というものについては、成年後見制度、あるいは日常生活自立支援事業を含めまして、幅広く判断能力が不十分な方の権利擁護を支える社会資源、フォーマル、インフォーマルを問わず、これを地域で豊かにしていくということを目指しているところでございます。

福祉後見の視点としては、チームによる支援、ネットワークの支援、アウトリーチの支援等々ございます。これは現在国が進めている成年後見の利用促進とも重なっていくものと思っております。

また、社協においては、法人後見の推進も行っているところでございます。法人後見のポイントとしては、まず社協として法人後見の特性が活かされる支援が大事と思っております。個人による後見ではなかなか対応が難しい事例も結構あるということでございます。複合的な課題、あるいは頻繁な関わりが必要な方、そういう方々にしっかりと法人として対応していくということを目指しております。

もう一点、社協として地域のネットワークづくりにこれまで携わってまいりました。市町村の域内で関係機関、あるいは地域住民も含めたネットワークをつくってまいりましたので、そういうものを生かしたより質の高い後見を目指しているというところでございます。

「社協が持つミッションを具現化する事例」ということが書いてありますが、申立てをする方がいらない、あるいは後見人候補者がいない、さらには申立ての費用、後見報酬が支払えない、そういう方々に対してしっかりと支えていく。こういうことを社協の法人後見では考えているというところでございます。

こういうこともありまして、法人後見の受任体制がある社協がだんだん増えてきております。また、権利擁護センターを置く社協もだんだん増えてきているというところではございます。

ただ、実際のところ、法人後見の受任状況を御覧いただきますと、3割の社協が受任体制があるということではございますが、逆に申し上げますと、これは7割がないということになってまいります。この体制がないところ、受任をできる人、体制が貧弱であるという社協ももちろんございます。また、知識がなかなか伴っていない。また、相談援助の技術がなかなか伴っていないということも課題かと思えますし、法人後見をする場合にも資金がないとできないということでございます。そういう様々な状況があり、法人後見ができていないところも多いと思っております。

日常生活自立支援事業から法人後見に移っていく方の中には、資力がない、あるいは親族との関係が不調であるような方も多いということもございます。そうすると、自治体の首長申立、あるいは利用支援事業の利用が必然ということになってまいります。そういうことに対して積極的ではない自治体も中にはあるのではないかなと思っております。

ざいます。

3つ目として社協における権利擁護体制構築に向けた基本的な方針について、御紹介を  
してまいりたいと思っております。

今まで申し上げましたとおり、社協においては平成15年から福祉後見ということで、権  
利擁護センターの設置を呼びかけてきたところでございます。

平成30年におきましては、成年後見制度利用促進における社協の取組、その基本的な方  
策を取りまとめさせていただきました。この中では、都道府県・指定都市社協を通じまし  
て、市町村社協における中核機関の設置・受託を呼びかけているということでございま  
す。それによって総合的な権利擁護支援体制を目指すことを提案させていただきました。

基本的な方策の具体的な中身は、このスライドにあるとおりですが、社協としては、日  
常生活自立支援事業や権利擁護センター等の取組を生かし、成年後見制度利用促進に係  
る取組を積極的に推進していこうということが書かれているものでございます。これによ  
って地域における総合的な権利擁護体制を構築したい、また、それによって地域の人々が尊  
厳を持って、その人らしく安心して生活を送るための権利擁護の仕組みをつくりたいとい  
うことが基本的な考え方になっているところでございます。

少し話を変えまして、一昨年から国の研修、また、昨年からは「K-ねっと」を全社協で  
受託を実施しておりますので、そこから見えてきた課題について御報告をしたいと思っ  
ております。

ここにありますのが国研修の実施状況ということでございます。令和2年度におきまし  
ては、コロナ禍によりオンライン研修に切り替えさせていただきました。これによって受  
講希望者が大幅に増加したというところでございます。当初の予定の定員を拡大して実施  
しております。令和元年度は受講希望者が期待したほどあまり伸びておらなかったとい  
うことで、成年後見利用促進に必ずしも自治体が積極的でないのではないかと思われまし  
た。しかし、2年目の数字を見ますと、実際そうではなくて、環境さえ整えば自治体の成年後  
見利用促進は非常に関心も高く、意欲が高いように見受けられるところでございま  
す。

次のスライドが「K-ねっと」の状況を御報告するものでございます。権利擁護支援体制  
に関する全国相談窓口を「K-ねっと」という略称で、令和2年10月から開設させていた  
だきました。ここでは三士会の方々にアドバイザーに入っていたり、また、当事者団  
体の皆様方にも運営委員会等々で御協力をいただいております。この場を借りて御礼を申  
上げたいと思っております。

「K-ねっと」の実績はここに挙げたとおりということでございます。全国における相談  
支援の組織ということになってまいりますが、体制整備の相談が多いというのが一つの特  
徴。全国で中核機関の設置を促進しておりますので、この体制整備の相談が最も多いとい  
うのは、当然のことと思っております。

やや想定と違いましたのは、個別事例についての相談が多かったということでございま  
す。これについては課題のところにも如実に表れてまいります。課題の1つ目のところで

すが、自治体担当者、あるいは中核機関のバックアップ体制、都道府県による支援の必要性というのが明らかになっております。体制整備、あるいは成年後見制度についての基本的な相談が「K-ねっと」に寄せられますが、このことについては、自治体担当者あるいは中核機関職員に対して市町村内でのバックアップによって解消していただきたいかったなというところがございます。あるいは都道府県でも解消できるのではないかとということもございます。そうしたバックアップの体制がなかなかできていないというふうにこちらでは感じているところです。

さらに、庁内連携、あるいは行政・社協間の連携、多機関との連携協働が当該の自治体内でできていないのではないかとということも2つ目に挙げさせていただいております。

3つ目として家庭裁判所との連携です。相談を受けてまいりますと、自治体担当者あるいは中核機関が気兼ねを感じているのではないかと感じております。例えば外国籍の人について首長申立をするに当たって、親族調査をどこまですべきか。外国籍の場合、入国管理局に照会が必要と聞いておりますが、この種の相談が「K-ねっと」にありまして、ほかの自治体に聞いたところ、家裁との連携が密な地域では、家裁に事前に相談して、住民票だけで対応できるという例もございました。日頃からの関係が進んで、家裁と顔の見える関係ができていところは相談しやすいのではないかと考えております。

4つ目、首長申立に関する相談も多いというところがございます。これに関しては、自治体としての経験が少なかったり、相談できる専門職が身近にいない場合、行政としての判断に担当者が苦慮している実態が伺えたということもございます。

5つ目、利用支援事業に関する課題でございます。これにつきましても、統一的な考え方が示されていないことから、担当者が個別事例の中で運用に悩んでいらっしゃるという相談が多かったかなと思っております。

6つ目、総合的なアセスメント力の必要性でございます。中核機関の総合的なアセスメント力が必要だというのは、権利擁護ニーズを抱えていらっしゃる方は、ほかの様々な課題、困難をあわせて抱えていらっしゃるということもございます。権利擁護ニーズだけではない、いろんな課題を抱えていらっしゃるということがあって、そこに総合的なアセスメント力が必要になってくるかなと思っております。そういう中では、市町村での事例検討の場もちろん必要だと思いますし、都道府県によるバックアップも必要かと思っております。アセスメントに関しては、相談をする場を市町村内につくっていく。包括的な支援体制の中でしっかりと受け止めるということも必要ではないかと思っております。

7つ目、権利擁護支援に関する適切な理解ということもございます。これについては、成年後見を利用すること、制度につなげることで支援をする側の困り事を解決したいという気持ちが伝わってくるような相談もございました。支援者のための成年後見ではなくて、利用者のための支援であること、ここのところをもう一度確認する必要もあるのではないかと。そうした適切な権利擁護支援の理解が必要ではないかと思っております。

8つ目、協議会の効果的な運営ということもございます。個別事例が市町村内で解決で

きていないということにもありますように、協議会が必ずしも機能していないところもあるというところかと思えます。協議会の目的の明確化・共有、構成員の主体的な参画の課題等も多いのではないかと考えております。

まとめについては、この5点でございますが、時間が超過しておりますので、この辺にさせていただきたいと思えます。基本的には成年後見だけではなく、また、日常生活自立支援事業だけではなく、それを広域でバックアップする体制、さらには包括的支援体の中で権利擁護を考える。また、それだけではなくて、ニーズ発見や把握する仕組みづくり。さらに地域で見守るような、そうした住民参加の仕組みとの連動も必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。ただいまの御報告に御質問がある場合には、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。時間が押しておりますので、できる限り手短に御質問いただければ幸いです。では、どうぞ。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。星野委員、お願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

すみませんけれども、事前の質問にも言わせていただいたのですが、参考資料6のスライドに社協の職員の体制のことが載っている資料があって、正規職員の方が32%、非正規職員は68%という資料があったのですが、今の中核機関を社協さんで受けられていくということもこれから増えていく中で、この状況について何か課題、御見解があればお聞かせいただきたいということで、御質問いたしておりますが、いかがでしょうか。

○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 ありがとうございます。

参考資料については、介護サービス事業も含めた数値ということで、非正規の割合が多くなっているということでございます。契約が単年度であったり、正規職員を雇えるだけの十分な人件費が確保できないという構造的な問題もあるのかなと考えております。日自の場合も非常勤が多いということでございます。また、常勤もある程度いるということですが、実際のところ専任の職員が少なく、兼務でやっているのが多い、7～8割がそうかなと考えております。こここのところについてもなかなか予算が確保できないというところもあるのではないかと考えております。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問ありますでしょうか。

では、もしないようであれば、今の御報告の点も含めて、次の議題「(2)意見交換」のところでもまた触れていただければと思います。高橋部長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題である「意見交換」のほうに移ります。本日の有識者からの御報告と質疑応答の全体について、委員の皆様から御発言をいただきたいと思えます。なお、例

えば市民後見などの関連の論点もありますが、別の会で取り上げるテーマについては、その機会に議論をしていただくこととして、今回は中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援に焦点を絞って御発言をいただければ幸いです。

また、重ねてのお願いで恐縮ですが、時間の都合がありますので、お一人3分以内でお願いいたします。画面のほうに残りの持ち時間が分かるタイマーをセットしています。これを御確認いただきながら御発言をお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構です。Zoomの「手を挙げる」機能で手を挙げていただければと思います。よろしくをお願いいたします。水島委員、お願いします。

○水島委員 今回有識者のお二方の報告を拝聴しまして、権利擁護の仕組みが重層的に全国で整えられていることはとても重要だと感じております。特に住田委員のお話をお聞きしますと、1次相談機関と2次相談機関の密な連携、それから関係機関との情報共有等が非常に重要であると感じました。

お話の中でありましたが、「電子連絡帳」というものが非常に興味深いと思いました。私も埼玉などで活動していたときには、医療・介護の関係者、あるいは本人・家族が情報共有のために用いているようなメディカルケアステーション(MCS)とか、あるいは千葉大学の医学部が共同開発をされておりますクラウド型の地域医療連携サービスのヘルスケアパスポート、あるいはSHACHI(Social Health Assist CHIba)といった仕組み、クラウドというものがあります。この中でインターネット上でも本人や関係者が情報共有及び意見交換ができるようなシステムというものは非常に重要ではないかなと思います。

意思決定支援の観点をあえて入れれば、これは御本人の選好、好き嫌いとか価値観を日々収集していくということも、意思決定の前の段階において非常に重要とされておりますので、このような情報の収集、共有、蓄積、更新、こういったシステムも手で全てやっていくのは大変ですので、海外などではオンライン化のシステムを構築している面もありますので、その辺りが重要と思います。

このように申し上げますのは、やはり住田委員が報告されたような権利擁護の仕組みを山間部とか離島、そういった過疎地域等でも実現していくためには、もちろん現地の行政、あるいは専門職の皆様の御協力は不可欠なのですが、こういったクラウドシステムとかオンライン面談、そういった仕組みをきちんと整えていくということが全国的には必要ではないかと思えます。もちろん、対面相談に勝るものはないのではないかと思いますので、オンラインと直接支援といったものをうまく織り交ぜながら、様々な権利擁護支援のアプローチが提供できる環境づくりが、全国各地において提供できるような仕組みが必要なのではないかと今回のお話を聞きながら思っておりました。

ありがとうございます。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

地域支援の限界ということもありますので、それを技術的に補うということも大変大切なことかなと感じました。

次に、櫻田委員、お願いいたします。

○櫻田委員 ピアサポート専門員研修機構の櫻田です。御説明いただきましてありがとうございました。

私のほうとしては当事者目線というか、当事者だからちょっとお願いしたいことがあるということで、御意見を述べさせていただきます。社協さんの運営委員会とか協議会のほうに当事者団体とか御家族の団体の方が委員として入られているというのは、事前資料のほうでいただいていたところで、私たち当事者とか家族としては、制度利用に関しての不安とか、実際制度利用してみても感覚というものをごくどこかに伝えられないかとか、自分たちの周りの当事者とか御家族の方に聞かれたときに、なかなか伝えられなかったりするもので、意見を吸い上げていただける場があるといいのかなというのが第一に思ったところです。

地域連携ネットワーク構築のためにも、当事者とか御家族の声を吸い上げるようなシステムというか、何かがあると、私たち当事者は利用する側として、専門職の方とか支援者の方は実際その声を生かした支援をしていただければと思っているところがあるので、ぜひそういう機会をどこかでつくっていただくと大変ありがたいかなと思っています。

その中で当事者団体とか御家族の団体というのは、お声がけいただければ御協力していただけるようなことは思っているのですが、ぜひその際はお声がけいただけたらと思っています。私の場合は精神障害者の当事者ということで、制度利用に関しては同じような体験をした方が、親亡き後に困っているときに、後見制度を利用したいのだけれども、実際よく分からないとか、制度利用に関しての不安も聞いているところであるので、例えば制度を利用されている方の声を実際どこかで聞く機会があれば、あ、自分もこういうふうに使えるのだとか、こういうことをお願いしてもいいのだということが分かってくると思うので、そういうのも含めて、そういう声を拾っていただけるような場所をつくっていただくと大変ありがたいと思いました。

以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、実質的なアクセスの保障がないと絵に描いた餅になってしまいますので、とても大切な指摘かと思えます。

では、永田委員、よろしくをお願いいたします。

○永田委員 2人の御報告、大変参考になりました。ありがとうございました。

中核機関と社会福祉協議会の役割ということでしたので、それぞれについて2点コメントをさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、広域設置における構成自治体の主体的な関与の仕組みについてです。先ほどの質疑の中では出てこなかった点ですけれども、住田委員の御発表の中で非常に重要だと思ったのは、広域設置の場合は1次相談と2次相談というのが分かれていく。両者の連携をどう図っていくかというのが非常に重要な課題だと思っていたのですが、住田委

員の御報告の中で、特にスライド12の中で、適正運営委員会とかプロジェクトチームといった行政が主体的に関与していくような仕組みをつくられているというところが大変参考になりましたし、重要な点ではないかなと思いました。ですので、広域設置の場合でもそれぞれの市町が主体的に関与できるような仕掛けをどうつくっていくのかという点で非常に参考になると感じました。また、違っていれば補足していただきたいのですが、行政が運営参加する場をしっかりとつくっていくということが、広域設置の場合の行政の主体化の一つの条件になるのではないかと思います。そのことが成果として首長申立の増加につながった。こういった点も大変重要な点ではないかと思った点です。

2点目は日常生活自立支援事業についてです。日自から後見への適切な移行というのは非常に重要な課題として以前から挙がっていたかと思います。今日のテーマに絞って言えば、「そろそろシート」という住田委員の御報告のツールなどは非常に参考になると思い、聞かせていただきました。

一方で、高橋部長の御報告にもあったのですけれども、都市部では日自の待機が非常に大きな問題になっています。利用まで時間がかかるというのは、丁寧な相談支援をしている、意思決定をしているというだけではなくて、こうした構造的な問題があるのではないかと思います。これも住田委員、高橋部長のほうでこういった構造的な問題についてお気づきの点があれば、後で御示唆いただければと思います。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

せっかくですので、住田委員、今の御質問、御発言にコメントがあればお願いいたします。

○住田委員 まず、行政との関係ですけれども、委託関係の中で、委託の丸投げや受託事業だけを行うのではなく、現場ではいろいろな課題があるので、それを事例的にしっかりと伝えて共有することで、お互いに権利擁護の意識が高まっていくということをすごく実感しています。そのため中核機関は委託されたときに、しっかりと行政と話し合いの場を持つことはとても重要な視点だと感じています。

日自のことはそれぞれの地域によってすごくばらつきがあると思っていて、私たちの地域ではあまり日自の待機ということはなく、全体に利用が少ないのです。なぜ利用が少ないのかということも根本的な課題を探っていくといけません。そうすると、予算や県社協からの委託や人の配置みたいなのところはどうしても行き着いていきます。どうすればしっかり前向きに取り組んでいくことができるのか、それぞれの地域で考えていかなくてはいけないと思います。

○上山主査 ありがとうございます。

高橋部長からもコメントがあればお願いいたします。

○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 ありがとうございます。

日自に待機者が多いというのは、私どもの調査でもそのとおりということでございます。



これについては、住田さんが言われたように、体制、予算の問題というのも当然あるかなと思っております。そういう中で、積極的に広報ができないとか、あるいは掘り起こしができないという状況も出てきております。そうしたところをどういうふうに解決するのか、日自のことを検討する場もこのワーキング・グループであるようでございますので、ぜひ精力的に御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

おっしゃるように、次回日自についてもテーマになっておりますので、そのときにまた掘り下げることができればと思います。

では、久保委員、お願いできますでしょうか。

○久保委員 ありがとうございます。全国育成会連合会の久保でございます。

今、住田さんと社協の部長からお話を伺ったのですけれども、お二人ともとてもいい活動をしていただいて、ありがたいなと思っております。その中で、先ほど櫻田さんもおっしゃいましたように、私たち当事者の声をどこまで反映していただけているのかということで、住田さんのほうにもその辺のことを先ほどお伺いした部分はございますが、社協さんにもどういう活動をしていただいているのかということをお聞きしたいなと思っております。

それから、今、お二人のところでいい取組をしていただいていますけれども、そうした取組を全国どこでも私たちが利用できるようにするには何がポイントなのかというところ、大きなテーマになるかもわかりませんが、教えていただいたらありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

まず、高橋部長、コメントをお願いいたします。

○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 日常生活自立支援事業については、それぞれ都道府県の段階に運営適正化委員会等々ございます。そこに当事者の方に御参画いただいている例が多いのだろうと思っております。ただ、おっしゃるように、それぞれの基幹的社協については、日々の活動実施場面で、御利用者さんの御意見を伺うということが中心で、きちんとアンケートを取るといことはなかなかできていないのではないかなと思っております。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

住田委員、もし補足があればお願いいたします。

○住田委員 先ほど櫻田委員から御指摘がありました当事者の参画というところは、私たちもすごく課題に思っています。先般、厚労省の任意後見の周知・啓発の事業で、当法人で担当する保佐の方に取材協力していただきました。その方は精神障害の方で、保佐の制度を使ってどうであったかという本人の声がポータルサイトの映像に上がっています。保佐人がついたことで生活がどう変わっていったかということについて、本人のインタビュー

一などを通して映像で上手に伝えていただいています、その撮影の後、御本人がすごく自信を持たれました。撮影では、作業所を休んだりして、御負担をおかけしたところもありますが、その映像を見た御本人が、「私がこんなに頑張っていることを自分の家族とかいろいろな人に知ってほしい」と言っています。そして事業所の中でもその映像を見たいということをほかの利用者さんから言われるそうで、何度も見ていると聞きました。

先ほど櫻田委員から御意見があったように、そうやって御自身が制度を使うことでしっかり発信していくことや、そのことを良かったと認め合う人たちの気持ちを大切にしていきたいなと思います。しかし、よくなかったという話も違う事案で聞きますので、そういった声もしっかり拾いながら、制度を利用される御本人の声というものを大事にしていきたいなと改めて思いました。

○上山主査 ありがとうございます。

今の御発言を受ける形で花俣委員からもコメントをいただけますでしょうか。

○花俣委員 すごくいいお話を聞かせていただいて。もちろん、2つの報告についてもそうなのですが、あの映像を見て、あ、こんなふうに保佐とか補助の制度を使うとその人らしく暮らしていけるのだということが分かったときに、ちょうど若年認知症の御本人さんで、担当のケアマネさんの理解が不足していて、全くこういった制度に結びつかないまま、あれよあれよという間に本人の意思を全く無視して、実は施設に入所。施設に入れられたのは本人の了解が得られなかったもので、入所後とんでもない反動が出て、結果、精神科の病院にスライドされて、そこでかなり興奮状態だったので、薬の抑制をかけられた。そのありさまをたまたま遠方に住んでいる遠縁の方が面会に来られ、それでケアマネや病院の先生と擦ったもんだ、大もめにもめて、最終的に身内の方の地元連れていかれたと。そういう話があったのです。

だから、こういう制度を周知したり、本人のために使えるような広報というのはすごく大事だなと感じていますし、どうすれば潜在化したニーズを把握してこういったもののルートに乗せられるかということもこれからしっかり考えていかななくてはと思った次第です。

以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございます。

先ほどの櫻田委員の御発言と併せて、また、他の方向性が少し出てきているような印象があります。

それでは、この後、中村委員、青木委員、西川委員の順番で御発言をいただければと思います。まず、中村委員、御発言をお願いいたします。

○中村委員 北海道の中村でございます。

今日聞かせていただいて、住田さんのほうから1次窓口、2次窓口という部分は大変必要で、これからも設置するところについては、単独であっても広域であっても、中核の委託を受けた相談窓口だけではなくて、その他の相談機関とどうつながっていくか。そのためには研修会とか日常的なつながり、事例を通したものも大変重要だということで、これ

は今後つくっていく上でのポイントになってくるのだなと聞かせていただきました。

それと、これまでも聞いていましたが、住田委員のほうの「そろそろシート」は、双方向だけではなくて、今回の話だと、社協と中核機関だけではなくて、その他の機関というところもこれに関心を持って関わられているような話も出てきていましたので、これをできれば今後議論の中で、共通様式という形も含めて、対象者の方の見える化的な部分での整備を進めていくことが望ましいのかな。そのほうが関係機関同士の情報交換がしやすいかなと聞かせていただきました。

全社協の高橋さんからの部分で、「K-ねっと」を今年度から実施しておりますが、もうちょっと各都道府県はリモートで受けていただいたほうがいい個別事案という話も出てきましたので、この辺が全国一つ、「K-ねっと」ができましたけれども、これの都道府県であるのか、広域であるのかは別ですが、複数県をまたぐことも含めた、そういう受け皿というものも必要になってくるのかなと思います。うちのほうでも個別には道内の相談は受けているのですが、うちのケースが「K-ねっと」につながっているわけではないので、そういう取組がもうちょっと全国的に見える化できることで、そういう相談機関という部分での役割が出てくるかなというふうに聞かせていただきました。

次回のところにも関わってくるのですが、日常生活自立支援事業は都道府県事業だと。そして成年後見制度は各自治体だということなので、どうしても地元での主体性がちょっと薄くなってきているかなということ。私どもが相談に関わっていく中でかなりそういう声が聞かれていますので、そういう面では、今後このワーキングを通してこの辺の体制づくり、どうあるべきなのかということ聞かせていただければありがたいということで、感想でございます。

どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

先ほども申しあげましたけれども、次回のワーキングでもまたこの問題が少し出てくるかなと思っています。

では、青木委員、よろしく願いいたします。

○青木委員 青木です。今日は、お二人の御報告ありがとうございました。

事前の御質問でも少しさせていただいたのですが、第1次的な相談機関において権利擁護のニーズをいかに拾えるかということが一つと、それを中核機関にどのようにつなげるかというのが一番大きなニーズ把握の課題だと思っています。そういう中で、尾張のほうではその辺の工夫として講演会を30回、50回されるとか、あるいは各相談機関に計画に先立ってアンケートで評価をしていただくというのは、非常に大事な取組の一つだと思いました。また、これが日常的に毎年毎年、具体的にちゃんとその相談機関が権利擁護の課題につなげているかということのチェックができるような取組も大事かなと思っています。

例えば大阪市では地域包括支援センターが受理簿というのをつくって、判断能力の十分でない方の相談については、必ず幾つかの視点できちっと確認してつないでいるかという

ことをする取組を始めていますが、そういう様々な工夫を各地の相談機関と中核機関が一緒になって連携する取組が今後さらに必要になってくるのではないかなと考えています。

今日の厚労省のいろんな調査の中でも、市町村がニーズを把握していないとか、必要性を感じていないというのは、その辺りの点検作業がきちっとできているかどうかにも大きく関わってくるのではないかなと思っております、そういう意味では、さらにいろんな取組があれば、また住田さんや中村さんにも教えていただきたいなと思っております。

もう一点は主体性の問題で、これは委託の問題と、市町村それぞれがこの問題にきちっと責任を持って対応するという仕組みがないと、継続的な取組にならないと思っておりますが、そういう意味では、尾張のほうで適正運営委員会も含めて、行政職員の人が日常的に関わって自発的な計画も、それから予算への結びつけも関わってというのは非常に大事なモチベーションにつながっていますし、実際に実態を知りながら提案ができるという大事な取組で、逆に言えば、そういった各行政機関が必ずこの中核機関と何らかの形で継続的に責任を持って関わるという取組がどうしても必要なのではないかなというふうにも感じておりました。

そういう意味では、多くのところは、委託をしてしまうと、委託のところに運営をお任せになるということも多いように思っておりまして、社協さんは社協さんでお任せになられてしまう。ここもそれぞれが主体的に関われるような関係性づくりというので、どのような悩みや工夫を持っているかというのをもしよろしければまた教えていただきたいと思っております。

社協の悩みとしては、組織が大きいから、担当者が代わられていくということがNPO法人などと違うような難しさでもあるかと思っておりまして、その辺りについて、これから中期的に人を育てるという意味でもその工夫もお願いできればなと思ったところです。

上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

特に行政との関わりについて、高橋部長のほうから何かコメントございますでしょうか。  
○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 成年後見については、首長申立、あるいは利用支援事業ということもありますが、しっかりとそういうところで行政が関わらないとできない部分が多いのだろうなと思っております。そういう中では、最近しっかりと整ってきているところもありつつも、行政も人事異動で人が代わると全く変わってしまうということもございます。そういうところに対する継続的なバックアップ、あるいは研修というものも検討する必要があるのかなと思っております、そういうところもぜひ御検討いただければなと思っております。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

今の点を含めて、住田委員からもコメントがあればお願いいたします。

○住田委員 確かに人事異動がありますので、私たちが課長さんたちが代わっていかれる

のですね。多いときは8割ぐらい代わられたときもあったのですけれども、それでも広域のよさは、残っている人たちが必ずいるので、事業が後退しないというよさがあります。担当の課長さんは1人でも2人でも必ずいらっしゃるので、これまでのものが継続して審議が続きますし、皆さんが同じように権利擁護の意識が高まってくると、そこに新たにちょっと後ろ向きな人が入ってきたときには、ほかの町の課長さんが、いやいや、その課題はどうに済んでいるよと逆に注意してくださったりするので、そういう意味でも、行政がこうやってつながったり、担当が代わっても今までの取組が継続されるような仕組みがつくれたらいいかなと思います。

○上山主査 どうもありがとうございます。

それでは、西川委員、お願いいたします。

○西川委員 住田委員の御報告の中で、家庭裁判所と選任のイメージの共有をするために、架空の事例を用いて候補者イメージについての意見交換会をしたというお話を聞きました。恐らくこれは中核機関側で受任調整をする側としてのしっかりとした見立てとか問題意識を持っていたにもかかわらず、それが家庭裁判所にうまく伝わっていないのではないかという思いがあってこういう働きかけをしたのではないかなと思います。

このことは尾張東部では非常にうまくいっているということですが、お聞きしていて、一般的にはここが今後の課題なのかなと感じました。というのは、中核機関というのは箱物新設ではないという話が先ほど厚労省からもありましたが、機能ということを考えた場合、確かに受任調整という場を設けるということまではできると思うのですが、そこからどこまでやるのか、ここが非常に重要だと思うのです。往々にして最終的な権限は家裁なのだから、中核機関がそこまでやらなくていいのではないのか、家裁はそこまで情報を求めているのではないのかということで、中核機関側としてもあまり明確なイメージを持たないまま受任調整をしてしまうと、それはあまり意味のないことになってしまうと思うのです。

そうではなくて、家裁に対して中核機関としての見立てとか問題意識をちゃんと伝えることが必要なのではないか。個別の事案で難しければ、架空事例を用いて意見交換をするという姿勢。そうすることによって共通認識をつくっていくという姿勢は非常に大切で、中核機関なり協議会の場をつくるということで満足するのではなくて、その先、中核機関としても地域の実情に合った受任調整の在り方をちゃんと考えていく、そこが今後の中核機関の課題になっていくのではないかなと感じました。意見といたしますか、感想です。

○上山主査 ありがとうございます。中核機関の次のステップとしてとても重要なポイントかなと感じます。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 今日は住田さん、高橋部長、ありがとうございました。

日自とのつながりのところで「そろそろシート」というお話もあった中で、素晴らしいと思ったのは、事前面談を56%から100%。これは当事者の声をと櫻田委員、花俣さんがお

っしゃられた。使ってみた人がこの制度のことをよかったのかどうなのかと。事前に候補者と会うということは、自分が使うものなのだから、不具合があればそれを言っているのだと。まさにそういう意識づけにつながっていて、なかなかできることではない、すばらしいなと思って聞いていました。

中核機関の機能・役割として最初に説明がありました後見人の支援というのが、まだ相談、広報からというところになってはいるけれども、でも、結局、相談を受けて広報をするということは、その制度を使った人のモニタリングをどうしていくか。後見人の支援がどう行われているかということが周知されていかないとなかなか利用には進まないというのが、今日、皆さんがおっしゃっていたことだと思うのです。お二人のお話を聞いて、後見人支援というところが広報のためにも重要なのではないかなということを改めて感じたのですが、その辺りについてコメントをいただければと思います。

以上です。

○上山主査 住田委員、いかがでしょうか。

○住田委員 ありがとうございます。

事前面談については従前から任意で行って行っていました。印象的なことは、当事者の方で知的障害と精神障害を併せもった方に、成年後見制度の説明をしたときに、「あ、この制度は僕に必要だね。だけど、一番大事なことは誰が僕の保佐人とか補助人になることかだよ」とおっしゃったのです。まさに本当にそうだと。そのときは候補者と御本人と事前に会っていただき本人が了解されたのち、候補者が選任されて支援が始まりました。そういったことをきっかけになるべく事前面談を調整して行いましたが、今は候補者となる専門職も事前に会うということは自分たちにとっても課題がよく分かるし、お互いに安心につながるということで、昨年度は事前面談の実施率は100%でした。

もう一つ、後見人支援という効果の点について、事前に私たちもしっかり関与して調整してつなげているのですけれども、苦情も結構多くあります。でも、苦情が言えるということは良いと思っています。何かあったら、センターに、後見人等がこんなことを言ったとか、こんなことをやってくれなかったとか、こんなことだったら困る、制度なんか使わなければよかったという声が入るのです。昨年度苦情件数を調べたら200件ぐらいありました。その中には1人の方が数十回も連絡をされることもあり、関係調整を行います。どうしても信頼関係の再構築ができない場合は交代していただく事案もありました。裁判所にも報告をして、後見人だけが必ずしも悪いわけではなくて、通常の後見業務を行うなかで、言葉のやり取り等でどうしても再構築が難しいというときには交代の支援ということもあり得ます。そのためしっかりと中核機関が入って双方の話を聞いて、ケース会議等により、関係機関が集まってその問題を解決していくという取組も、とても重要であると思っています。

○上山主査 ありがとうございます。

高橋部長からもコメントがあればお願いいたします。

○高橋全国社会福祉協議会地域福祉部長 ありがとうございます。

当事者が運営に参加することは本当に大事だなと思っております。日自におきましては、まず本人にお会いしながら丁寧に説明をし、納得していただいた上で契約をするという原則になっております。そこでしっかりとこの事業を御理解いただきということになります。

あと、生活支援員さんが日々の支援を行いますので、まず専門員さんが生活支援員さんを御本人のところにお連れして顔合わせをしているというふうにごちらでは承知をしております。具体的なやり方については、北海道社協の中村さんとか、今回のこのワーキング・グループでお伺いしていただければと思っております。

以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。

そろそろ時間ですが、まだ御発言のない新井委員、もし何かございましたらお願いいたします。

○新井委員 今日の皆さんの報告は大変有益で、ありがとうございます。

日常生活自立支援事業については、これをどうしていくかというのが一つ大きな課題だと思うのですが、仕組みとしては結構大きな仕組みで、例えば適正運営委員会は重層的な仕組みになっていると思うのですが、それを成年後見と全く別に機能させるのか、あるいは成年後見と一体的に運用できて、連携ネットワークの中でうまく生かせるような仕組みがないのかという辺りも少し考えていくと、日自と成年後見の一体的運用ができるのではないかということを感じました。次回日自の問題を取り上げるということですので、その辺りも中心に考えていただければと思います。

私は、昔は日自というのは徐々に消滅させる方向でどうかと思っていたのですが、最近では考え方も変えまして、日自の生かせる部分は生かすようにして、しかし、成年後見とどう協調していくかという辺りの工夫ももうちょっとあってもいいのではないかなと考えるようになりました。ですから、次回にその辺りのところを集中的にやっていただければと思います。

住田さんの報告についても大変貴重なところがあるのですが、全国的な課題としては、行政と中核機関との関係性です。もっとはっきり言うと、これは委託ということでやるのか、そうでないのかという辺りの目安、基準、その辺りも少しはっきりさせたほうがいいかなという気がしております。特に委託となった場合の中核機関の主体性が課題となります。その辺りもどうしていくかというところが一つ課題で、これから特に立ち上げるようなところについては、その辺りのところをきちっと検討していただければいいのではないかなという印象を持ちました。

いずれにしても、第1回目のワーキングは、上山先生の巧みな司会もあって、内容も非常に豊富だったので、いいスタートが切れたのではないかなと思っておりますので、次回以降もひとつよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、意見交換の時間はこれまでとしたいと思います。最後の新井委員の御発言にあったように、次回以降のワーキング・グループに大きな課題というか、宿題が見えてきていると思いますので、ぜひ今回のワーキング・グループの意見交換の成果を含めて、さらに残り6回、発展させていければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事はここまでといたします。

事務局のほうから今後の予定などについて連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

第2回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」は、「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」をテーマとしまして、4月21日の午後2時から開催を予定しています。

また、本日の議事録については、速記が起きた後に委員の皆様それぞれに確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、ちょうど所定の時間が参りましたので、本日の議論は以上とさせていただきます。御多忙の中お集まりいただき、どうもありがとうございました。